

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令について

R6 狩猟免許更新用

自然環境課作成

狩猟の疑問 Q&A

Q: 銃猟者が追跡中のイノシシが他人のわなにかかったとき、そのイノシシは誰のもの？

A: わな猟者のものになります。

たとえ追跡中のイノシシでも、わなにかかった時点でわな猟による捕獲が終了したと解釈されます。

このイノシシを銃猟者が持ち去ることは、窃盗にあたります。

狩猟の疑問 Q&A

Q: わなに銃猟者の猟犬がかかりケガをした場合、わな設置者に責任があるのか。

A: 猟犬といえども飼い主に管理責任があるため、適法にわなを設置した場合、わな設置者の責任は小さいと考えられます。

過去の裁判の判例でも、わな設置者に賠償責任を課せられた例はありません。

狩猟の疑問 Q&A

Q: 特定猟具使用禁止区域(銃猟禁止区域)でわなにかかった獲物は、銃による止め刺しができるか？

A: できません。

止め刺しといえども、銃の使用は禁止されています。

狩猟の疑問 Q&A

Q: わなにかかった獲物の止めさしを、他の銃猟者に依頼できるか？

(特定猟具使用禁止区域(銃猟禁止区域)以外の場合です)

A: できます。

このとき、わなを仕掛けた狩猟者等の同意が必要です。

許可捕獲の疑問 Q&A

Q: グループのリーダーが許可を受けていれば、グループの全員が有害鳥獣捕獲に従事できるか？

A: できません。

許可申請の際に従事者として名簿に掲載され、従事者証の交付を受けた者のみが従事できます。

許可捕獲の疑問 Q&A

Q: 自分の家の敷地内なら、狩猟免許や捕獲許可がなくても法定猟法を用いて鳥獣を捕獲してもよいのか？

A: 以下の条件に全てあてはまる場合のみ可能です。

- ① 狩猟期間内である
- ② 垣、柵等で囲まれた住宅敷地内である(ゴルフ場は含みません)
- ③ 鳥獣保護区や休猟区など対象鳥獣の捕獲を禁止されている区域ではない
- ④ 銃を使わない
- ⑤ 狩猟鳥獣を捕獲する

許可捕獲の疑問 Q&A

Q: 農林業者は、被害防止のためならば、狩猟免許や捕獲許可がなくても法定猟法を用いて鳥獣を捕獲できるのか？

A: 以下の条件に全てあてはまる場合に限り可能です。

- ① 狩猟期間内である
- ② 自己の被害防止を目的としている
- ③ 鳥獣保護区や休猟区など対象鳥獣の捕獲を禁止されている区域ではない
- ④ 罠いわなを使って捕獲する
- ⑤ 狩猟鳥獣を捕獲する

この場合、銃による止め刺しはできません。また、他人の被害防止のための捕獲はできません。

鳥獣の保護管理・狩猟に関する関係法令

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護管理法）

- 銃砲刀剣類所持等取締法及び火薬類取締法
- 絶滅のおそれのある野生動植物種の保存に関する法律
- 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律

など

鳥獣保護管理法の概要

鳥獣保護管理法の目的とは

- ▶ 鳥獣の保護及び管理
- ▶ 狩猟に伴う危険の予防
- ▶ 生物多様性の確保
- ▶ 生活環境の保全
- ▶ 農林水産業の健全な発展

鳥獣保護管理法の概要

鳥獣保護管理法の対象となる鳥獣

■「鳥類又は哺乳類に属する野生動物」

ただし、ドブネズミ、クマネズミ、ハツカネズミ

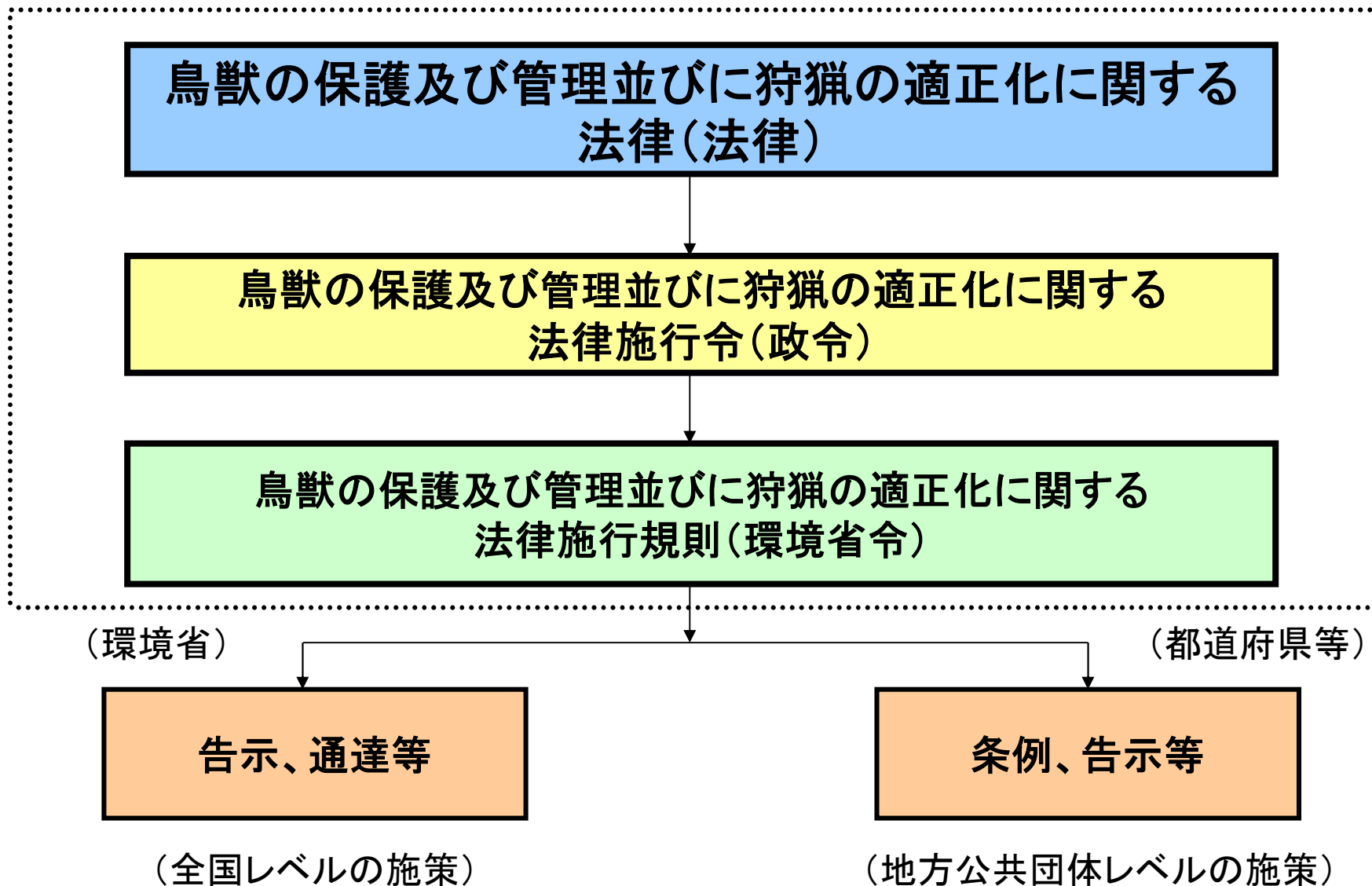
一部を除く海棲哺乳類については法の適用外

※鳥獣の加工品（はく製や標本など）や繁殖して増やした鳥獣の一部も鳥獣保護管理法の対象になる場合があるので注意

鳥獣保護管理法の概要

鳥獣保護管理法制度の体系

(環境省)



狩猟者が守るべき事項について

栃木県の狩猟期間 (H30年度～)

対象区域	延長する狩猟期間		延長期間に捕獲できる鳥獣
宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町	11月1から 11月14日まで (使用できる猟具は、わな及び止め刺しを目的とした銃のみ)	2月16日から 3月15日まで	ニホンジカ・イノシシ

※【～H29年度との変更点】

- ①9市町(宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、矢板市、那須塩原市、塩谷町): 狩猟期間の終期を3月15日まで延長
- ②11市町(宇都宮市、真岡市、大田原市、さくら市、那須烏山市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、高根沢町、那珂川町): 延長期間に捕獲できる鳥獣に、ニホンジカを追加

狩猟者が守るべき事項について

狩猟期間延長に関する注意事項

○狩猟期間の終期の延長を3月15日まで延長する県西部では、絶滅危惧Ⅰ種(Aランク)※に指定されるクマタカ・イヌワシが生息しており、2月後半から3月は営巣・繁殖の大切な時期である。

※栃木県レッドデータブック

○クマタカ等の生息が確認された地域では、銃器の使用を控えるなど、営巣・繁殖に配慮すること。

狩猟者が守るべき事項について

狩猟禁止の場所

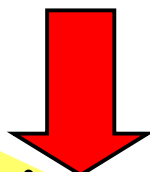
- 鳥獣保護区（特別保護地区を含む）
- 休猟区（県内では設定されていない）
- 公道
- 公園等
- 社寺境内、墓地
- 自然公園の特別保護地区
- 原生自然環境保全地域
（栃木県内にはない）



狩猟者が守るべき事項について

公道とは...

- 私人が私使用の目的で設けた道路**以外**の道路で、一般公衆の使用に供されているもの



農道や林道、サイクリングロード等も
公道と見なされます！

また、道路の法面も公道の一部となります。

弾丸が公道上を通過する場合、公道以外に設置したわなにかかった獲物が公道にはみ出した場合も公道上の狩猟になる。

狩猟者が守るべき事項について

銃猟で禁止されていること

場 所

- 特定猟具使用禁止区域(銃)
- 住居が集合している地域
- 多数の人が集合する場所

時 間

- 日の出前、日没後

方 向

- 人、飼養動物
- 建物、電車、自動車、船舶

携帯・運搬時は銃器に必ずカバーをかけること！

狩猟者が守るべき事項について

特定猟具使用禁止区域（銃器） （旧銃猟禁止区域） ※県内222箇所 （R6.4現在）



=



どちらも区域内での
銃器による狩猟が禁止されています。

狩猟者が守るべき事項について

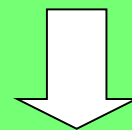
特定の鳥獣のみ狩猟できる場所

狩猟鳥獣（シカ・イノシシを除く）捕獲禁止区域 ※県内12箇所

- ニホンジカ、イノシシ・・・12箇所（R6.4現在）



鳥獣保護区などの各区域は、年度ごとに変更される



県ホームページや狩猟登録時に配付するハンターマップ等で確認をお願いします。

狩猟者が守るべき事項について

狩猟の承諾等

- ▶ 垣・さくなどで囲まれた土地、作物のある土地で狩猟や有害捕獲などをする場合は、**土地所有者の承認**を得る必要がある
- ▶ 国有林で狩猟する際は**入林届**を提出する

⇒工事区域や森林管理作業実施区域などで一部銃猟等が制限されている場合があります。必ず事前に管轄の森林管理署等に確認してください。

トラブル回避のため
細心の注意を！

狩猟者が守るべき事項について

禁止されている猟法①

危険防止の目的

- 爆発物
- 劇薬、毒薬
- 据銃
- おとし穴（陥穽）

狩猟者が守るべき事項について

禁止されている猟法②

狩猟鳥獣保護の目的

- ▶ 鳥類やツキノワグマの捕獲を目的としたわな
- ▶ おし又はとらばさみ
- ▶ つりばり、とりもち
- ▶ 同時に31個以上のわなを使用

など

狩猟者が守るべき事項について

禁止されている猟法③

狩猟鳥獣保護の目的：くくりわなについて

以下のくくりわなは
全ての狩猟獣に使用できない

- 輪の直径が12cmを超えるもの
- 締付け防止金具の装着がないもの

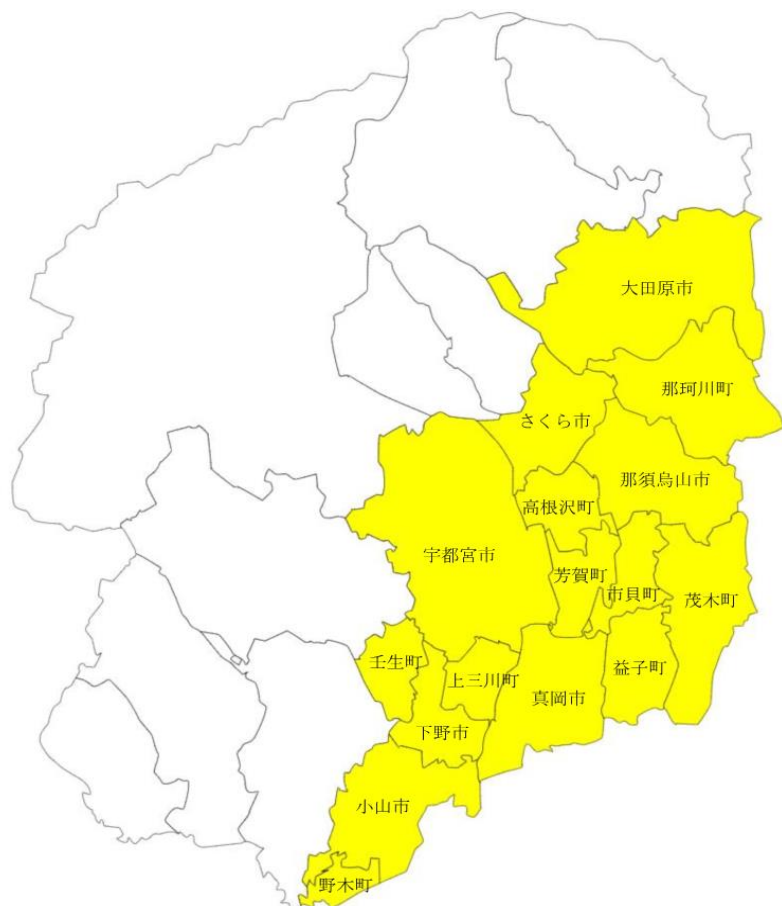
さらに、シカ・イノシシの捕獲については、
次の2点についても禁止

- よりもどしが装着されていないもの
- ワイヤーの太さが4mm未満のもの

ただし！

狩猟者が守るべき事項について

栃木県では以下の**16市町**のみ、シカ・イノシシを捕獲する場合に限り、**輪の直径が12cmを超え**るくくりわなが使用可能（R6.4現在）



宇都宮市、小山市、真岡市、大田原市、さくら市、那須烏山市、下野市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、野木町、高根沢町、那珂川町

上記以外の区域で使用するのは**違法**です

狩猟者が守るべき事項について

所持等の禁止

使用禁止猟具：かすみ網

- 使用
- 所持
- 販売

全て禁止

狩猟者が守るべき事項について

狩猟鳥獣の指定の変更について

- 「ゴイサギ」及び「バン」について、生息が確認されている地点数が大幅に減少していることが明らかになったため、当該鳥獣の保護の観点からR4年度猟期より狩猟鳥獣の指定が解除されました。

【R3まで】

科名	種名(括弧内学名)
サギ科	ゴイサギ(Nycticorax nycticorax)
クイナ科	バン(Gallinula chloropus)

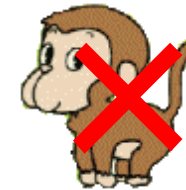


【R4以降】

指定の解除

狩猟鳥獣

鳥類(26種)		獣類(20種)	
カルガモ	マガモ	タヌキ	キツネ
ヒドリガモ	コガモ	ノイヌ	ノネコ
ハシビロガモ	ヨシガモ	テン	イタチ(オス)
キンクロハジロ	オナガガモ	シベリアイタチ※3	ミンク
クロガモ	ホシハジロ	アナグマ※4	アライグマ
ヤマドリ(オス)※1	スズガモ	ヒグマ	台湾リス
タシギ	エゾライチョウ	ハクビシン	シマリス
ヒヨドリ	キジ(オス)※2	ニホンジカ	ヌートリア
ニューナイスズメ	コジュケイ	イノシシ※5	ノウサギ
ハシボソガラス	ヤマシギ	ユキウサギ	ツキノワグマ
ミヤマガラス	キジバト		
	スズメ		
	ムクドリ		
	ハシブトガラス		
	カワウ		



サルは狩猟鳥獣
ではありません

有害鳥獣として
の捕獲は可能

※1: 亜種のコシジロヤマドリを除く。 ※2: 亜種のコウライキジを含む。

※3: 長崎県対馬市の個体群以外の個体群に限る。 ※4: 県内では、令和6年10月31日まで捕獲禁止

※5: 雑種のイノブタを含む。

狩猟者が守るべき事項について

捕獲が禁止されている狩猟鳥獣

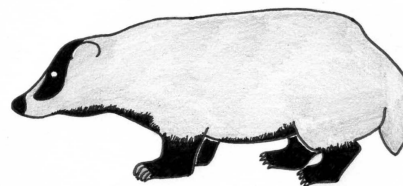
- 全国で禁止

ヤマドリ・キジのメス（R9.9.14まで）

- 栃木県内で禁止

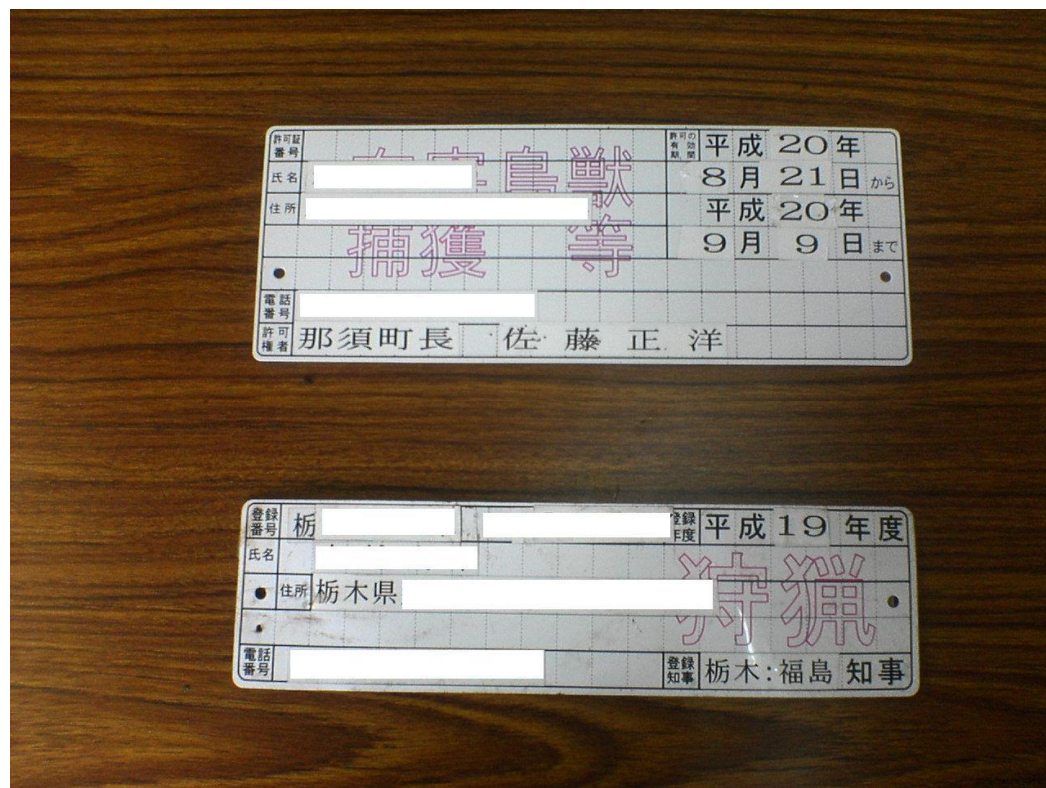
アナグマ（R6.10.31まで）

※今年度猟期の取扱いについては、栃木県狩猟者登録資料及びハンターマップをご覧ください。



狩猟者が守るべき事項について

標識の添付（網・わな）



記載内容（狩猟）

- 住所
- 氏名
- 知事名
- 登録年度
- 登録番号

縦横 1 cm以上の大きさの文字で記載

使用する猟具ごとに添付する

報告等の義務

- ▶ 登録証の携帯・呈示
- ▶ 住所・氏名変更等の届出
- ▶ 狩猟免状・登録証の返納
- ▶ 捕獲報告

捕獲報告書

狩猟期間終了後、登録証とともに提出

様式4
イノシシ捕獲報告票

栃木県
平成20年度

捕獲者
氏名

登録番号
網罟
わな罟
第一種銃罟
第二種銃罟

第 第

(注意)
組猟の場合には、あらかじめ報告者を1人決め、報告もれ、重複カウントがないよう
に報告してください。

捕獲年月日
区
区画内の位置
区画内のおよその位置に
付けてください。

罟具
ライフ
オス
メ

性別
成獣
幼獣(ウリボウ)

年齢
妊娠している
妊娠していない
不明

妊娠状況
妊娠している
妊娠していない
不明

◎箱わなの場合、上記以外に同じわなで捕獲されたもの。
オス()頭 → 成獣
メス()頭 → 成獣

平成20年度
捕獲報告書

○ 栃木県は、この報告書で捕獲報告等をしていただいています。
● 報告は、登録証の裏面ではなく、この報告書に記入してください。狩猟
期間が満了したら、この報告書を切り離し、バラバラにしない状態で狩
猟者登録証の交付を受けた行政庁に登録証とともに提出してください。
提出していただいたデータは、鳥獣の生息状況を貴重な資料となります。
調査結果については、10ページの狩猟に関するアンケート(環境
報告様式
報告欄)

様式2
ニホンジカ(オス)捕獲報告票

栃木県
平成20年度

鳥獣名
捕獲数
備考

鳥獣名
捕獲数
備考

区画内の位置
区画内のおよその位置に
付けてください。

様式3
ニホンジカ(メス)捕獲報告票

栃木県
平成20年度

鳥獣名
捕獲数
備考

区画内の位置
区画内のおよその位置に
付けてください。

様式6
シカ・イノシシ狩猟カレンダー

栃木県
平成20年度

登録番号
登録種別

様式5
ツキノワグマ捕獲報告票

栃木県
平成20年度

捕獲者
氏名

登録番号
網罟
わな罟
第一種銃罟
第二種銃罟

第 第

区画内の位置
区画内のおよその位置に
付けてください。

捕獲報告書①

ニホンジカ・イノシシ・ツキノワグマ
以外の鳥獣

▶ 様式1

「捕獲報告票」

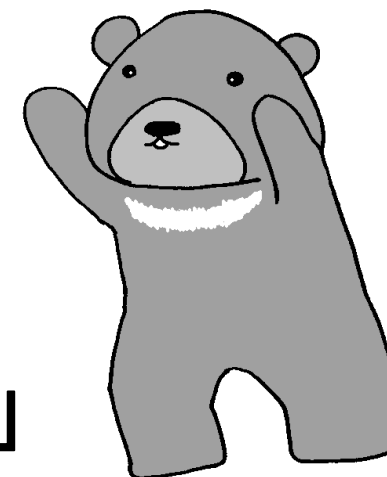
様式1
鳥獣捕獲報告欄(ニホンジカ・イノシシ・ツキノワグマ以外) 平成20年度

捕獲者	登録	登録種別				第	号	
	番号	網罟	わな罟	第一種銃罟	第二種銃罟			
	氏名							

※ 捕獲の場所は、市町村と『鳥獣保護区等位置図』のメッシュ番号を記入し、区画内のおよその位置に×印を付けてください。なお、市町村名は、旧市町村名で記入してください。
※ ニホンジカ・イノシシ(イノ)・ツキノワグマを捕獲した場合は、別のページの専用の用紙に記入してください。(下の欄には記入しないでください。)
※ 足環のついたオグ・ヤドリ・コウライ等は、足環回収報告票にも記入してください。
※ 第一種登録者が、空気銃により捕獲した場合は備考欄に○印を記入してください。

捕獲の場所		鳥獣名	捕獲数	備考
(旧)市町村	区画内での位置			
メッシュ番号				
捕獲の場所		鳥獣名	捕獲数	備考
(旧)市町村	区画内での位置			
メッシュ番号				

捕獲報告書②



ツキノワグマ

- ▶ 様式2「ツキノワグマ捕獲報告票」

足環のついたキジ・ヤマドリ

- ▶ 様式1「捕獲報告票」
- ▶ 様式3「足環回収報告書」

アンケート

- ▶ **全員**報告をお願いします

捕獲報告の書き方

使用した猟具	捕獲の場所				鳥獣名	捕獲数
	(旧)市町村	区画内での位置				
<ul style="list-style-type: none"> ・網 ・わな ・装薬銃 ・空気銃 	鹿沼市	×			カルガモ	2
	メッシュ番号 ア 7 5 2		×			

- ハンターマップのメッシュ番号を必ず記入
- 捕獲した場所は旧市町村名で

捕獲報告書③

シカ・イノシシ
出猟カレンダー（わな）



▶ 「設置記録」記載例

- ①設置場所：〇〇市(町)(メッシュ番号：エ 354) ②設置期間：12月8日～1月30日
③設置したわな：囲いわな ④設置台数：7台

※シカ・イノシシ用のわなについて、「設置記録」と「捕獲記録」に分けてご記入ください。

設置記録

※シカ・イノシシ目的であれば、捕獲実績のないわなについても記録してください。

メッシュ 番号	設置場所 (市町コード・市町名)	開始日		終了日		台数		
		月	日	月	日	くくり	箱	囲い
エ354	19 〇〇市・町	12	8	1	30			7

【記入例】

ハンターマップの
メッシュ番号を記載

狩猟者登録資料の
コード一覧を参照

※捕獲実績がない場合も、記録してください。

※すべての項目(メッシュ番号・設置場所(市町名コード・市町名)・開始日・終了日・台数)を、もれなく記載してください。

捕獲報告書③

シカ・イノシシ
出猟カレンダー（わな）



▶ 「捕獲記録」記載例

- ①設置場所：〇〇市(町) (メッシュ番号：エ 354) ②捕獲日：12月9日
③捕獲に用いたわな：箱わなもしくは囲いわな ④捕獲数：イノシシオス3頭、イノシシメス1頭

捕獲記録 ※捕獲日・メッシュ番号ごとに捕獲頭数をご記入ください。											
捕獲日	メッシュ番号	設置場所 (市町コード・市町名)	くくりわな				箱わな・囲いわな				
			シカ		イノシシ		シカ		イノシシ		
			オス	メス	オス	メス	オス	メス	オス	メス	
12月9日	エ354	19 〇〇市・町								3	1

〔記入例〕

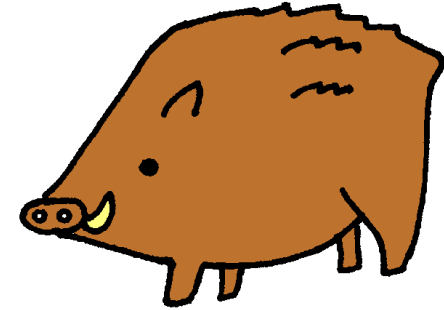
ハンターマップの
メッシュ番号を記載

狩猟者登録資料の
コード一覧を参照

- ※捕獲獣種・使用したわなの種類・性別に誤りがないよう記載してください。
※すべての項目(捕獲日・メッシュ番号・設置場所(市町コード・市町名)、わなの種類)を、もれなく記載してください。

捕獲報告書④

シカ・イノシシ
出猟カレンダー（銃）



- ▶ シカ・イノシシ猟の都度、ご記入ください
- ▶ 目撃や捕獲のなかった日も含め出猟した日すべてご記入ください

シカ・イノシシ出猟カレンダー 記載上の注意事項

シカ・イノシシ出猟カレンダー
(わな・銃)については機械で記
載内容を読み取るものですので、
決して用紙を汚損、折り曲げ等
しないようお願いいたします。

捕獲報告は義務付けられています

狩猟者の皆様からの報告書は

- 被害対策や猟期の調整
- 捕獲数の緩和 など

基礎資料として活用されています。

報告書等の取りまとめ結果は
翌年度の「狩猟者登録資料」に
掲載されています。

許可捕獲

鳥獣の捕獲及び鳥類の卵の採取等は基本的に禁止

例外として、鳥獣の捕獲ができる場合

□狩 猟

□許可を受けての捕獲

□その他

(農林業の事業活動に伴うモグラ科・ネズミ科の捕獲 など)



許可捕獲

許可を受けて捕獲ができる場合
(鳥獣保護管理法第9条)

ア 学術研究

イ 鳥獣の保護又は管理の目的
(有害捕獲や個体数調整等)

ウ その他特別な事由の場合
(施行規則第5条)

博物館等における展示目的や、伝統的な祭礼行事等への利用等

許可捕獲

有害鳥獣捕獲の実施者の要件

(栃木県鳥獣捕獲等許可取扱要領)

- 使用する猟法(わな猟・銃猟)に応じた狩猟免許を有していること
- 当該年度又は前年度に、使用する猟法に係る栃木県の狩猟者登録を受けていること
- 使用する猟法に応じて、狩猟者登録に必要なものと同等の損害賠償保険等に加入していること
- その他(銃器の場合、銃刀法の所持許可の目的に「有害鳥獣駆除」が含まれていること等)

許可捕獲

有害鳥獣捕獲の実施者要件の緩和(主なもの)

捕獲等の内容		実施者の要件		
		狩猟免許	狩猟者登録	損害賠償 保険等
①	通常の見準	必要	必要	必要
②	ネズミ（ドブネズミ、クマネズミ、ハツカネズミを除く※）、モグラ類を捕獲する場合 ※ドブネズミ、クマネズミ、ハツカネズミは鳥獣保護管理法の適用を受けないため、捕獲許可が不要	不要	不要	不要
③	カラス、ドバトを、被害を受けている施設内（敷地を含む）で、捕獲檻等を用いて捕獲する場合			
④	ハクビシン、アライグマ、ヌートリア、台湾リス、アメリカミンク、ノウサギを、被害を受けている住宅敷地内又は自らの農林業の事業地内で、小型の箱わな、つき網、手捕りにより捕獲する場合			
⑤	シカ、イノシシを、自らの農林業の事業地内で、罠いわなを用いて捕獲する場合			
⑥	シカ、イノシシを、自己の管理する農地（被害を受けている農地）で、箱わな、くくりわなを用いて捕獲する場合	必要	不要	必要

狩猟・許可捕獲にあたっての注意事項

狩猟が禁止されている場所

- ◇ 鳥獣保護区
- ◇ 休猟区(※県内にはない)
- ◇ 公道
- ◇ 都市公園等
- ◇ 社寺境内、墓地
- ◇ 自然公園の特別保護区
- ◇ 原生自然環境保全地域(※県内にはない)
- ◇ 特定猟具(銃器)使用禁止区域(※銃器による捕獲の禁止)

ただし、許可を受ければ捕獲が禁止されている区域での捕獲が可能。
申請書にその旨記載すること。

狩猟・許可捕獲にあたっての注意事項

銃猟における禁止事項

- 人、飼養・保管されている動物、建物、電車、自動車、船舶等に向かった銃猟
- 日出前及び日没後の銃猟※1
- 住居が集合している地域、広場、駅その他の多数の者が集合する場所での銃猟※2

※1 例外として、国・県が指定管理鳥獣捕獲等事業を認定鳥獣捕獲等事業者に委託した場合には、夜間銃猟が可能となる場合がある。

※2 例外として、知事の許可を受けた場合には、住居集合地域等において麻酔銃猟が可能となる。

狩猟と許可捕獲(まとめ)

	狩猟	許可捕獲
捕獲できる鳥獣	狩猟鳥獣(鳥類のひなを除く46種)	すべての鳥獣及び卵
捕獲及び採取の目的	問わない	有害鳥獣捕獲、個体数調整など
捕獲及び採取の手続き	不要 (ただし、狩猟免許の取得、 狩猟者登録が必要)	必要 (鳥獣保護管理法第9条に基づき 捕獲許可申請)
捕獲者及び採取者の資格要件	狩猟免許及び狩猟者登録を受けた者	原則として狩猟免許及び狩猟者登録を受け、損害賠償保険等に加入している者 ※捕獲する鳥獣・目的によって要件の緩和あり
対象地域	鳥獣保護区や休猟区等の狩猟が禁止されている場所を除く地域	許可された地域(鳥獣保護区や休猟区等でも可能)
時期	狩猟期間のみ	許可された期間
方法	網猟、わな猟、銃猟	許可された方法